記入例

様式第1号(第2条関係)

旅館業営業許可申請書

盛岡市保健所長 様

施設所在地では ありません。 中間1

住 所 盛岡市内丸〇-〇〇

氏 名 盛岡 太郎

押印は不要です。

生年月日 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生

(電話 ***-******)

法人にあっては、その名称、事務所所在 地及び代表者の氏名

旅館業法第3条第1項の規定により、次のとおり申請します。

		施設			称	フリガナ	Ŧ	リオカシ	リョカン		
営	業が		名			盛岡市旅館				(#±1	
										(電話 * *	*-***-***)
			所	在	地	盛岡市	神旦	月町〇〇	-0		
営	業	. 0	D	種	別	旅館	館・	ホテル営	営業	簡易宿所営業	下宿営業
営業施設の構造設備の概要						別紙のとおり。					
旅館業法施行規則第5条第1 項各号該当の有無及び内容						有	•	無	※次頁を参照し、有無のいずれかを○で囲むこと。有の場合は、該当する項目を○で囲		
旅館業法第3条第2項各号該当の有無及び内容										•	ヨ9の項目を○○○四

備考 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 法人にあっては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- (2) 営業施設の構造設備を明らかにした図面(客室,調理室,洗面所,便所,浴室等を表示すること。)
- (3) 営業施設の周囲おおむね200メートルの地図(旅館業法第3条第3項各号に掲げる施設の敷地がおおむね100メートル以内にあるときは、その距離を明示したもの。)
- (4) 建築基準法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の写し
- (5) 消防法令適合通知書の写し

検査手数料として盛岡市収入証 紙を貼付 ※現金や、収入印紙、岩手県の 収入証紙ではありません。 盛岡市 収入証紙 貼り付け (22,000円)

※該当する項目を○で囲むこと。

旅館業法施行規則第5条第1項関係

- 1 キャンプ場、スキー場等において特定の季節に限り営業する施設(利用期間)
- 2 交通が著しく不便な地域にある施設であって、利用度の低いもの
- 3 運動会、博覧会等のために一時的に営業する施設
- 4 農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する 法律第2条第5項に規定する農林漁業体験民宿業に係る施設

※適用除外

旅館業法施行令第1条第1項 第1号及び第2号並びに第2 項第1号

※適用除外

旅館業法施行令第1条第2項 第1号

※該当する項目を○で囲むこと。

旅館業法第3条第2項関係

- 1 精神の機能の障害により、旅館業を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を 適切に行うことができない者
- 2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 3 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の 刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経 過していない者
- 4 第8条の規定により許可を取り消され、取消しの日から起算して3年を経過していない者
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者(第8号において「暴力団員等」という。)
- 6 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)が前各号のいずれかに該当するもの(第 号)
- 7 法人であって、その業務を行う役員のうちに第1号から第5号までのいずれかに該当する者があるもの(第 号)
- 8 暴力団員等がその事業活動を支配する者